

11/20  
長福

# 3人世話要負担か

## 義父母は要介護、要支援

### 敦賀3遺体事件

敦賀市道口の民家で住人の無職岸本芳雄さん(53)、妻志のぶさん(50)、息子の太喜雄さん(27)の遺体が見つかった事件で、志のぶさんが要介護1、芳雄さんは要支援2の認定を受けていたことが市への取材で分かった。介護や支援が必要な

状態で、太喜雄さんは脳梗塞の後遺症で足が不自由だった。県警は、三人の身の回りの世話を担っていた太喜雄さんの妻政子容疑者(27)に太喜雄さんへの殺人容疑で逮捕が介護の負担を感じていた可能性もあるとみて調べる。

介護認定は軽度の方から順に「要支援1、2」「要介護1～5」に分けられる。市によると、「要介護1は「身の回りの世話に部分的な介護が必要な状態」で、要支援2は「生活機能の一部低下が認められ、何らかの支援が必要な状態」。

志のぶさんは介護保険サービスを利用していたが、例外的な措置が考えられないか、サービスは利用していなかつた。一方、近所の住民らの話では、政子容疑者が、太喜雄さんの会社の送り迎えや芳雄さんと志のぶさんの流動食の世話をなどをしていた。

志のぶさんは介護保険サービスを利用していたが、例外的な措置が考えられないか、サービスは利用していなかつた。一方、近所の住民らの話では、政子容疑者が、太喜雄さんの会社の送り迎えや芳雄さんと志のぶさんの流動食の世話をなどをしていた。

志のぶさんは介護保険サービスを利用していたが、例外的な措置が考えられないか、サービスは利用していなかつた。一方、近所の住民らの話では、政子容疑者が、太喜雄さんの会社の送り迎えや芳雄さんと志のぶさんの流動食の世話をなどをしていた。

志のぶさんは介護保険サービスを利用していたが、例外的な措置が考えられないか、サービスは利用していなかつた。一方、近所の住民らの話では、政子容疑者が、太喜雄さんの会社の送り迎えや芳雄さんと志のぶさんの流動食の世話をなどをしていた。